

地消地産による木の香る暮らしづくり事業の拡充について

県産材利用推進室

1 「基本方針 2（1）」に掲げる「地消地産」の取組の一層の推進

住宅着工戸数の減に伴い、これまで木材利用が進んでこなかった商業施設等の非住宅分野での木材の地消地産を推進する必要がある。

また、平成 30 年度からの第 2 次消費生活基本計画により、県民に地消地産・環境等に配慮した消費行動を促す「長野県版エシカル消費」を推進していることから、県民のエシカル消費に向けた取組を一層押し上げることが求められている。

現在、木に触れる機会の提供は、主に子どもを対象とした支援となっていることから、幅広い年齢層に対して県産材の魅力を発信し、県民全体に地消地産の取組を波及させていく必要がある。

【参考】「子どもの居場所」木質空間整備事業の成果

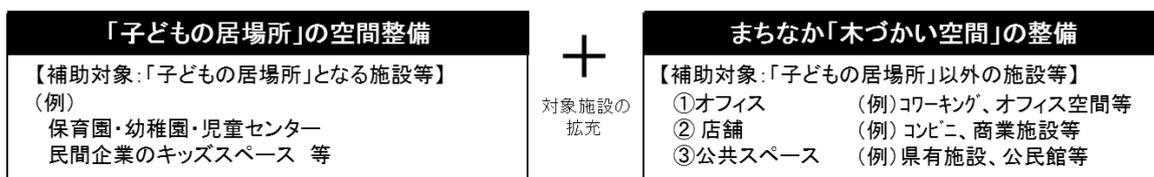
第 3 期から実施している標記事業は、保育園・幼稚園・児童センター等を中心に実施が進み、実施件数が事業目標を大きく上回っているが、子ども以外の者も利用する民間施設での実施は約 2 割に留まる。

2 事業拡充の概要

県産材による木質化等の対象に、「子どもの居場所」を加え、多くの県民が利用する波及効果が見込まれる民間施設や県有施設等へと拡充し、県産材利用を通じた地消地産の取組を推進する。

【現行】

【拡充】



3 基本方針の改正について

基本方針 2（1）表中「事業内容」に以下の項目を追加する。

- ・「多くの県民が利用する民間施設や県有施設等の木質化、調度品等の設置を、モデルとなる先駆的で波及効果が見込まれる施設を選定し支援。」